

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百四十回 真正護憲論のあゆみ（その三十）

南出喜久治（令和6年3月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告)

占領憲法下での教育に関する問題は、教育全般について、数へ切れないくらい様々な問題があります。とりわけ、歴史教育は、民族の伝統と精神を伝承する民族教育の根幹ですが、ここに最大の問題があります。

GHQは、日本弱体化政策の一環として、学校教育や社会教育その他マスコミを通じて行われるあらゆる歴史教育、特に、大東亜戦争に至る近現代史においては東京裁判史観やコミニンテルン史観による日本悪玉論で徹底的に洗脳し、民族の伝統と精神は完全に否定され、「その国の青少年に祖国呪詛の精神を植ゑつけ、国家への忠誠心と希望の灯を消すことが革命への近道である」（レーニン）とする謀略により、日本は着実に亡国の道を歩みました。

勿論、いはゆる天皇の人間宣言、東京裁判（極東国際軍事裁判）の断行、占領憲法の制定、教育勅語の排除等は、GHQ占領下の指導のもとに、占領政策の一環として行はれました。

そして、東京裁判の結果を容認することを盛り込んだ講和条約（桑港条約）と、冷戦構造下で反米路線を選択し得ない政治状況が継続したため、独立後もその間隙を縫つて東京裁判史観などの反日史観が温存され、これらと訣別する機会が見出せないまま今日に至り、現在の教科書問題へと連なって行きます。

昭和57年6月、新聞の一斉報道で、高校の日本史検定教科書に、中国華北への「侵略」と書かれてゐた記述が「進出」といふ表現に書き直されたといふ報道がなされました。これが全くの誤報であつた（いはゆる教科書誤報事件）にもかかはらず、これに端を発して、翌月、中韓の新聞による追随報道と中韓からの抗議に屈して、鈴木善幸内閣は、政府の責任において教科書の記述を是正するとの宮澤喜一官房長官談話を発表したが、「歴史観の無条件降伏」へと転落して行く始まりでした。その後は、検定基準にいはゆる近隣諸国条項を追加して、宮澤談話を法制化し、中韓の外圧による教科書検定を行ふこと

になつたのです。それまでは、家永裁判とか高嶋裁判などのやうに、検定制度は、少なからずも反目的教科書の登場を阻止する機能を果たしていましたが、この時点から検定制度は変容し始め、文部省（現・文科省）自体が反日体質へと変化しました。さらに、昭和 61 年の中曾根康弘内閣における後藤田正晴官房長官が東京裁判史観受容発言を行ひ、いはゆる『新編日本史』外圧検定事件が起こつてからは、検定制度は、外圧による「検閲」へと変質してしまひました。

そして、平成 5 年 8 月、細川首相の侵略戦争発言、同 7 年 6 月、衆議院での戦争謝罪決議、同年 8 月、村山首相談話などを経て、これらが撤回されることなく今日に至りましたが、日本はGHQの占領から独立回復後も継続して反日勢力と闘ひ続けてきた「思想戦争」における各戦闘に悉く敗退し続けてゐるのです。

そして、このことは、学校教育においても様々に大きな悪影響を齎してゐます。その中でもとりわけ重要なものは学校教育法第 11 条の体罰禁止条項です。ここには「校長及び教員は、教育上必要があると認めるとときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定められ、教師の懲戒権から体罰を除外しました。

以前の民法第 822 条第 1 項では、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」と規定し、親の懲戒権には体罰は除外されてゐませんし、改正後の同条でも、「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」として、同第 820 条には、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあり、懲戒権に含まれる体罰は禁止されてゐませんでした。

つまり、教育の専門家でなくても親になれますか、教育の専門家である教師にだけ、教育権（懲戒権）に含まれる体罰を禁止したのは、歴史的な沿革と理由があり、そのために、「学校体罰」を否定し、「家庭体罰」は容認されるといふイレギュラーな制度になつてゐたのです。

ところが、民法本文の改正をすることなく、民法の親権条項とは制度趣旨も法体系も全く異なる児童虐待の防止等に関する法律（児虐法）第 14 条第 1 項に、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とし、同条第 2 項に、「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定しました。

これによると、「しつけ」に際しての「体罰」が禁止されたことになりますが、「しつけ」といふのは、行儀作法などの生活習慣を身に付けさせる初等教育であり、そのしつけに際しての体罰のみを禁止したことであつて、文科省の「しつけ」との整合性を無視しましたが、いづれにしても、しつけ以外における体罰は禁止してゐないことになりました。

また、児福法第33条の2第2項後段及び第47条第3項後段にも、児虐法第14条第1項と同じ規定が追加されました。ここでは禁止される主体は児相所長と児童福祉施設の長や里親などに限定されてゐます。また、「児童のしつけに際して」といふ文言はなく、児相の所長や施設長らについては、しつけ以外においても体罰が禁止されることになりましたが、所長以外のすべての児相職員及び施設長以外のすべての職員には、体罰禁止の規定の適用はなく、体罰は許されるのです。

所長や施設長が禁止されてゐるので、他の児相職員や施設の職員のすべても禁止されてゐることにはならないのです。

現に、児福法第33条の11には、児相職員及び施設職員は、一時保護をされた子どもや施設入所の子ども（被措置児童等）に対して、「虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」とされてゐますが、これには、「体罰」が含まれてをらず、児虐法第3条の「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」との重複した規定であるにすぎず、巧妙に「体罰」を除外して体罰を禁止してゐないです。

一時保護処分などの法律行為の場合は、所長及び施設長の権限を他の職員が代理したり代行したりすることがありますが、体罰は法律行為ではなく、事実行為ですから、代理や代行はできないからです。

親権者はしつけに関してのみ体罰が禁止され、児相の所長及び施設長は全ての体罰が禁止され、そして、所長及び施設長以外のすべての児相職員及び施設の職員や第三者は体罰が禁止されてゐないといふ、極めて複雑怪奇な規定になつてゐます。

児虐法は、親権者の子に対する「虐待」を「児童虐待」として一時保護の制裁を科すためだけの法律であり、その他の者、特に、児相施設内での施設内虐待に関しては、犯罪として立件されない限り、何ら御咎めなしといふザル法なのです。

このやうな事態になつたのは、そもそも体罰の定義がなされてゐないのに、親にはその一部の態様（しつけ）に際してだけ禁止したことから、しつけとしつけ以外の区別、親に許されてゐる教育的指導としつけ以外における体罰の範囲が極めて不明確になり、児童虐待の概念の不明確さが加はつて、恣意的な解釈がまかり通る複雑な状況が生まれて混乱が生じてゐるのです。

体罰と聞くと、刑罰と同様に「罰」として、「制裁」、「仕置き」を連想します。つまり、非違行為があつた後に、その非違行為の程度に対応した身体罰として行はれるものを体罰であるとするのが、体罰といふ漢字語から認識できる意味ですが、これは狭義の概念であり、一般にはこのやうな狭義の概念ではなく、もつと広い概念として、有形力を伴ふ「教育的指導」も含めたものを体罰として捉へられてきたのです。本来、広義の概念として捉へられてきた体罰といふのは、教育的指導の目的でなされる有形力の行使のことであつて、「罰」ではないのです。

現に、平成 21 年 4 月 28 日の最高裁判所第三小法廷判決は、実質的に教師の体罰を容認しました。教師が非違行為を行つた児童を追ひかけて捕まへ、その児童の胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱つたことは、従来の理解では明らかに有形力を行使した体罰でしたが、学校教育法第 11 条但書で教師の体罰が禁止されてゐることから、この行為を体罰には該当しない教育的指導であると言ひ換へて、最高裁は教師の体罰を実質的に容認し、学校教育法第 11 条但書の体罰の概念を極めて限定期に解釈したのです。

この判例については、民法第 822 条等の改正や児虐法第 14 条の追加の際に、全く議論がされなかつたために、教育的指導なのか、体罰なのか、虐待なのか、刑罰を科すべき明確な暴力なのか、といふ概念の区別をすることが不可能となつて、何でも教育的指導であると言ひ張れば、学校でも、親でも、明らかな犯罪行為であつたとしてもそんな言ひ訳を許してしまふかのやうな概念的カオス状態になり、より深刻な問題を引き起こしてゐます。